第3章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 計画対象区間及び計画対象期間に関する事項

- ・計画対象区間は、圏域内一級河川の県管理区間すべてとする。
- ・計画対象期間は、一連の河川事業の完成によって効果が期待できる今後概ね30年間とする。なお、社会状況、災害の発生状況等に応じて、適宜見直しを行うこととする。

第2節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

鏑川圏域において、多くの支川にて洪水被害を発生させた昭和57年8月の台風10号と同じ洪水(概ね10年~20年に1回程度発生する規模の洪水)による家屋への浸水被害を防止することを目標とする。

雄川、蚊沼川は、市街地を流下するため概ね30年に1回程度発生すると 予想される洪水による家屋の浸水被害を防止することを目標とする。

また、河川規模が大きい鏑川本川は、未改修の無堤区間で浸水被害が発生した平成19年9月の台風9号による洪水と同程度の概ね50年に1回程度発生すると予想される洪水による家屋の浸水被害を防止することを目標とする。

第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

鏑川圏域の河川において水質、動植物の生息・生育を配慮した水環境の保全のため、そして河川水の利用が支障なく行われるために最低限維持する流量の具体的数値については、健全な水循環系の構築ならびに適正な水利用のあり方等について今後慎重に検討しつつ定めていくものとし、このために必要となる流量調査、水利用実態調査等を行い詳細な河川水の利用状況の把握に努める。

第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

鏑川圏域内の上流地域を流れる自然豊かな河川においては、現状をできる限り維持することにより動植物の生息・生育に適した環境及び景観の保全に努める。

下流地域の河川においては、市街地を流れ河川利用が多いことから、地

域の方々の意見も聞きながら親水性及び周辺との調和を考慮した、人と河川とのふれあいの場となるよう整備するとともに、生態系に配慮し、動植物の生息・生育に適した環境及び景観の保全に努める。

特に、貴重種が生息する箇所については、学識経験者等の意見を踏まえると共に、生物にとって重要な河床や河岸等の河川全体の環境保全に努め、 縦断的な連続性の確保や瀬や淵の保全など生物の生息・生育・繁殖環境の 保全に努める。